

令和7年度 第1回
川口市文化財保護審議会
議 事 録

会 議 名	第1回川口市文化財保護審議会
開 催 日 時	令和7年8月22日（金） 10時00分～12時00分
開 催 場 所	川口市役所第一本庁舎 5階 501大会議室
出 席 者	委 員（会長◎、副会長○） ◎有元修一、金箱文夫、黒津高行、後藤治、鈴木誠、田村均、 西沢淳男、三田村佳子（8名）※2名欠席 事務局 秋葉教育総務部長 上野次長兼文化財課長 千葉課長補佐兼管理係長 永瀬課長補佐兼文化財保護係長 金子課長補佐兼埋蔵文化財係長 井出主査、浅井主任、出野主任、米嶋主任、桑村主事補
議 事	（1） 令和7年度文化財保護事業計画について （2） 指定候補文化財の調査について 宮合貝塚遺跡出土品 （3） 川口鋳物ストーブ製造用具の調査について
報 告	（1） 国登録有形文化財（建造物）への申請について 芝崎家住宅 （2） 史跡見沼通船堀保存活用計画の策定について
そ の 他 公開／非公開の別	（1） 市指定有形文化財「大砲設計図」について 公開
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	令和7年度第1回川口市文化財保護審議会会議資料
審 議 経 過	

◎ 第1回川口市文化財保護審議会

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

- ・川口市文化財保護条例第8条第1項に基づき、会長が議長になる。
- ・川口市文化財保護条例第8条第2項の規定に基づき、出席委員が定数に達していることを確認し、本会が成立している旨を宣言。
- ・議事録署名委員に、後藤 治委員、田村 均委員を指名した。
- ・この会議は公開であることを宣言。傍聴者なし。

5 議事

(1) 令和7年度文化財保護事業計画について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

議長 旧田中家住宅の令和8年度耐震補強工事計画が財政事情により延期なるとの報告があったが、財政事情について詳しく説明をもらいたい。

事務局 今年1月3日に、朝日環境センターのごみ集積ピットから火災が発生し、現在も復旧工事を行っている。また朝日環境センターが使用できない状況にあるため、ごみの焼却を他の自治体に委託している。復旧の費用と他の自治体への委託費用を合わせると多額の支出が必要となっている。市としては予定していない支出が生じており、令和8年度予算編成に苦慮している状況である。旧田中家住宅は、本来なら令和8年から耐震補強工事を始める予定であったが、現状としては延期せざるを得ないと考えている。

議長 工事が延期になることで全体の計画に影響はでるのか。

委員 旧田中家住宅は、耐震補強工事終了後の活用方法について具体的には決まっていない状況である。工事が延期した期間に竣工後の活用方法を考えていくことが重要となる。なぜなら工事に合わせ防災事業を考えていかなくてはならないが、活用方法が決まらなると防災方法も定まらない。特に火災対策に関しては、「誰」が「どのように」使用するかにより設備や対策方法が変わる。延期した期間で竣工後の活用方法を定めて、それに合わせた防災事業に時間を費やすのが良いと考える。

議長 工事が延期になることで、建物そのものを与える影響はあるのか。

委 員 ひどい雨漏り等が発生しているわけではない。耐震上の強度が低い面はあるが、その点を除けば延期したことで大きな影響が出ることはなく、工事費が増すこともない。その点は大丈夫であるとする。

議長 承知した。工事が延期することを良い方向に考え、活用方法等について検討を進めてほしい。

委 員 赤山陣屋跡保存整備事業に関連することですが、鳩ヶ谷口の手前の地点で大きな空き地ができているが、埋蔵文化財の調査は行っているのか。

事務局 造成工事に伴う調査依頼書が提出され、試掘調査を行った。遺跡のある土層は従前の造成工事等で失われており、遺跡は確認されなかった。

委 員 重機で深く掘削をしていたが、その前に調査したのか、その後に調査をしたのか。

事務局 申請を受け現地の確認を行った。その際に申請範囲の大部分で、すでに遺跡が存在する土層が失われていることを確認した。重機を用いた掘削工事の際には立ち会って確認を行い、遺跡の残存する可能性のある範囲については試掘調査をおこなったが、遺跡は確認されなかった。

議長 古文書等文献史料の調査について、史料を預り調査をしているという報告があったが、詳しく知りたい。

事務局 芝地区の太行院というお寺の倉庫整理の際に史料が発見された。現在お預かりして整理作業を進めている。

議長 太行院はどのようなお寺か。

事務局 太行院は芝地区のお寺で、板碑が確認されていることから中世頃からの寺院と考えられる。川口市内唯一の修験宗のお寺で、江戸時代から明治にかけては寺子屋も行っていた。今回発見された史料は、本堂の裏側の倉庫にしまわれていたものである。史料はダンボールで 10～15 箱程であるが、半分近くは大般若経が占めている。他には修験関係の書籍や、当時の住職が書いていた記録類があるが、寺院経営に関係する資料は少ない。詳しい内容は今後の調査で明らかにしたい。

議長 大般若経は鉄眼版であるか。

事務局 木版本である。最後の箇所は、芝村や周辺の村で寄進された方々の名前がある。

議長 おそらくは鉄眼版という黄檗山で刊行したものである。

委 員 大般若経は全巻揃っているのか。

事務局 一部は欠けており、全巻は揃っていない。

議長 住職の記録類については、内容を把握できているのか。

事務局 簡単に目を通した限りであるが、記録類は幕末のペリー来航期頃から修験道が廃止になる明治初期頃にかけての時期のものであり、数日ごとにとりまとめた日記である。

委 員 赤山陣屋跡遺跡の発掘調査で出土した、加工された木製品の管理は

どうなっているのか。

事務局 赤山陣屋跡遺跡の発掘調査で出土した木製品は、現在旧芝園中学校に保管している。大きい木製品はすでに保存処理済みであり、小さい木製品は保存処理がされておらず水漬けの状態である。最近、明治大学から木製品の分析を行いたいという申請があった。保存処理済みのものは分析できないので、水漬けの小さいもので分析を行う予定である。分析が終わり次第、保存処理をしていくことも考えている。

議長 分析でどのようなことがわかるのか。

事務局 樹種を同定し古環境を復元する試みなどがある。また炭化材が出土しているので、炭素年代測定も考えている。

(2) 指定候補文化財の調査について

宮合貝塚遺跡出土品

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

議長 まだ調査は途中ということだが、有形文化財考古資料として指定できればということである。数年かけて調査を進め、改めて指定候補として議題にあげていきたいと理解した。

委員 質問ではないが、私も現在神奈川県伊勢原市の発掘調査で似たような遺跡の調査を行っている。宮合貝塚遺跡と同じようにローム層が削られ、その上に人工的な盛土が堆積し環状となっている。ひとつの集落内で行う作業としては近似していると感じた。とても勉強になった。

委員 不定型の穴が複数確認されているとのことだが、穴の中からは土器等の遺物は出土していないのか。

事務局 土器等の遺物の出土はなかった。現状では何のための穴なのか、性格等については不明である。

(3) 川口鋳物ストーブ製造用具の調査について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

議長 新たな資料を市の指定に追加するという方法がひとつある。または、すでに市指定文化財となっている資料と、新たな資料を合わせて国指定とするという方法もある。文化庁・県との協議では、すぐに国指定にもっていききたいという話であるのか。

事務局 文化庁、県との協議では、新たな資料は市指定にせず、そのまま国指定としても良いのではないかとされている。

議長 種別の変更について、有形民俗から歴史資料に変更したのは、恐らく川口鋳物産業の歴史的意義を重視するという観点であろうと考えられるが、文化庁としては民俗資料がふさわしいと考えているのか。

事務局 そうである。

議長 文化庁の見解もあるが、近代化遺産としての視点もある。今後、国指定を受ける環境を整備しながら審議をしていくことになるであろう。文化庁から指摘されている課題については、「資料の保存・保管環境の改善」が最も難しいと思う。これだけの量の資料の保存・保管環境の改善をどのようにしていくのか目論見はあるのか。

事務局 現状では明確な考えはない。

委員 調査報告書を作る際には、すでに指定になっているポスターやカタログ等から「誰が」、「どのくらいの値段で」、「どういう人が利用し」、「どう普及したのか」を調べる必要がある。近代の人々の生活をどのように変えたのか、社会生活への影響の観点、社会へどう普及していったのかという観点を含めてまとめていくことが重要となる。

事務局 承知した。

議長 大部分は北海道方面や東北地方に出荷されたと聞いている。

委員 寒冷地向けの商品なので、出荷先の調査も重要となる。

議長 消費者データの調査も必要になるということだ。

委員 ストープのスタイルの変化は、ガラッと変わるのではなくて、前の型式の部品の一部が次の型式にも残っていたりする。デザインを考えると、ゼロからのスタートではなくて、何かの理由があり、手を加えるような形で次の製品に移っていく。改良をしていくが、どこかで前の形や機能が残っている。そのような作り方をしているのが面白いと感じた。

議長 消費者からの要望による改良であったかどうか、その辺のことがわかると面白い。

委員 製造用品に治具類と工具類とあるが、具体的にはどのようなものがあるのか。

事務局 金型や金枠の締め具やヘラや刷毛等の工具類が含まれる。

委員 金型以外にも製造道具が揃っているとのことか。

事務局 大体の道具類は揃っている。足りない道具類については福祿、伊藤恒六工場以外の会社の資料も合わせて、ストープの製造工程が再現できるように資料を整理したい。

委員 ストープは暖まるだけでなく料理もした。非常に日本的な感覚で囲炉裏がストープに転換してそこで料理をするという発想がある。ストープに合わせた鍋・釜はあるのか。

事務局 ストープ用の鍋・釜があるのかはまだ調べていない。ストープで調理を行う利用方法についても調査をしていきたい

議長 ストープの製造過程を記録した動画はあるのか。

事務局 天水桶の製造過程を記録した動画はあるが、ストープについてはない。

議長 川口鋳物ストープについては、文化庁からの指摘の課題をクリアできるように検討していただきたい。

6 報告

(1) 国登録有形文化財（建造物）への申請について

芝崎家住宅

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

議長 登録有形文化財としての文化庁調査官の評価はどのようなものだったのか。

事務局 母屋と表門については問題ないと評価された。離れについては、室内を整理するよう指摘を受けた。

議長 当審議会で何か審議をする必要はあるのか。

事務局 国に申請してよいか判断するにあたり、川口市教育委員会から当審議会へ諮問をされておりますので、国に申請するにふさわしい文化財であるか、答申をいただきたいと考えている。

議長 建造物としての文化財的価値については、文化庁調査官が問題ないと評価したということで、国の基準としては登録有形文化財にふさわしいということだろう。

現在、所有者は居住しているのか。登録後は何か活用をしていくという意図はあるのか。

事務局 母屋は所有者が居住されている。離れについては、今後活用をしていきたいと考えているようである。

議長 本案件は R7. 7. 23 付けで川口市教育委員会から当文化財保護審議会へ「意見を求める」という諮問を受けている。この件については以前から審議会の議題として挙げられているところであり、芝崎家住宅主屋・離れ・表門の国登録有形文化財への申請に異議はあるか。

委員 異議なし。

議長 異議はないということなので、申請を認める答申を教育委員会に報告いただきたい。

(2) 史跡見沼通船堀保存活用計画の策定について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

議長 ワークショップの内容、結果等については次回の審議会で報告をしてほしい。ワークショップで出た意見が保存活用計画に盛り込める内容であるかどうかを審議するということでよい。

事務局 審議をお願いしたい。

7 その他

(1) 市指定有形文化財「大砲設計図」について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

議長 行方不明であった大砲設計図が発見されたことは喜ばしいことであるが、市指定としての要件を欠いてしまう可能性があるという報告である。所有者との協議によるが、今後の推移によっては指定解除という可能性もあり得る。最も良いのは市に寄贈していただくことであるが、指定文化財の要件としては寄託でも良いのか。

事務局 寄贈か寄託をいただければ市指定文化財としての要件を満たす。

議長 市内に所在していれば良いということか。

事務局 そうである。

議長 所有者にも考えがあると思うので、今後の推移をみていくしかない。少なくとも今後、指定文化財が行方不明にならないようにしてほしい。また、文化財の寄贈、寄託を受けるためにも市の博物館が必要である。

議長 予定されている議事、報告等は以上であるが、全体を通しての質問、意見はあるか。

委員 文化財保護法が改正され、文化財保存活用地域計画を市町村が策定できるようになった。埼玉県内でも一定数の市で策定済みとなってきている。川口市もぜひ策定に向けて計画されるのが良いと思う。

重要文化財の指定を受けているものは国からの補助が出るが、活用事業として便益施設を作る際に補助対象にならないということもある。そのような時には、歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画というものがある。これはほとんど文化財保存活用地域計画とイコールとなる計画であるが、両方の計画を見据えながら計画を立てることもできる。

また文化観光拠点の連携計画というものがあり、資料館や博物館を文化観光拠点にすると支援が出る制度である。旧田中家住宅の活用や資料館の展示方法等を考えると役に立つ制度ではないかと思う。

先程、旧田中家住宅の工事が延期する話が出たが、事業が止まった時に補助制度の利用や計画の策定などを検討し下地を固めると、今後の予算獲得もスムーズにいくだろうし、夢も広がると思う。ぜひ延期した時間が幸いに転じるように検討をしてほしい。

事務局 文化財保存活用地域計画について川口市はまだ策定していないが、職員を研修会に派遣する等し、計画策定に向けて進めていきたい。また、旧田中家住宅の活用についても、竣工の時期が明確ではないが、望ましい保存と活用方法について当審議会でご教示いただきながら進めていきたい。

8 閉会

議 長 以上で、議事を終了する。

議事録署名

印

印